独自基準・解釈の概要について

福井県では、以下の項目について、厚生労働省が定める基準とは異なる基準（独自基準）や解釈を定めています。

【介護医療院】独自基準

1. 医師以外の管理者承認基準

|  |  |
| --- | --- |
| 介護保険法令 | 介護医療院の管理者は原則医師であるが、都道府県知事の承認を受けた場合、医師以外の者でも管理者になることができる。 |
| 独自基準の内容 | 医師以外の者を管理者とする場合、①当該職員が管理者になる予定の施設で複数年勤務していること（介護老人福祉施設の施設長の要件を準用）、②法人で理事等の役員を務めていることの２点を県として承認する要件としている。 |
| 独自基準を定める理由 | 介護保険法令および国基準省令において、医師以外の者を都道府県が管理者として承認する場合の基準について示されていないため。 |

1. 許可事項変更申請時の手数料

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | － |
| 独自基準の内容 | 福井県手数料徴収条例において、開設許可申請時は６３，０００円、変更許可申請時は３３，０００円の手数料を徴収している。このうち、変更許可申請に関しては、変更届ではなく、事前の申請が必要な①敷地面積、②建物の構造概要・施設及び構造設備の概要、③施設の共用の場合の利用計画、④運営規程（職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る。）、⑤協力医療機関の変更のうち、④の入所定員増加に関する運営規程の変更時のみ上記手数料を徴収している。 |
| 独自基準を定める理由 | 介護老人保健施設の手数料に関して、昭和６３年４月１日から同サービスが創設されたことに伴い、開設および変更に係る許可の審査に対する手数料が国の「地方公共団地手数料令」に規定されたが、平成１２年４月１日の「地方分権一括法」施行に伴い、当該令が廃止され、代わりに「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」が制定されたものの、当該政令には介護老人保健施設の手数料の規定はなかったため、代わりに福井県手数料徴収条例において「地方公共団地手数料令」と同額の手数料徴収を規定している。介護医療院の手数料に関しても、H30年度に同サービスが新設された際に、介護老人保健施設の手数料を準用し、新たに福井県手数料徴収条例に規定した。 |

1. サービス提供記録等の保存期限延長

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | その完結の日から二年間保存しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）においては、基準省令第四十二条第二項第一号から第三号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。また、ユニット型介護医療院においても、基準省令第五十四条において準用する基準省令第四十二条第二項第一号から第三号までに掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 |
| 独自基準を定める理由 | 地方自治法上の金銭債権の消滅時効である５年と整合を図るため、介護報酬請求の根拠となるサービス提供記録やサービス計画の保存年限を変更する。 |